

1965年9月29(第9日目)

1 開議並びに散会時刻(午前11時5分～午後3時46分)

2 応招議員は次のとおりである。

1番	天久	久太郎	2番	比	嘉	定	荒
4番	安次	盛信	5番	天	久	盛	雄
5番	石	川真	6番	仲	村	春	果
7番	石	川正	8番	石	田	英	正
9番	石	里安	10番	又	吉	正	弘
11番	安	川	12番	大	川	喜	昇
13番	石	佐	14番	仲	村	敏	永
15番	官	城	16番	官	里	幸	行
17番	伊	佐	18番	中	里	盛	助
19番	武	島	20番	仲	村		光
20番	古	波					

3 不応招議員はなし。

4 出席議員は応招議員と同じである。

5 欠席議員は不応招議員と同じである。

6 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	島	袋	全	一	助	松	川	正	巖
総務課長	真	里	里	俊	政	長	具	山	好
経済課長	伊	佐	友	誠	民	長	当	山	全
住民課長	仲	村	春	信	生	長	島	袋	昌
水道課長	国	吉	真	謙	設	長	大	城	仁
					衛	長			幸

7 議会事務局職員の出席者は次の通りである。

事務局長	宮城	光雄	書記	島袋	真由
書記	知念	善光			

1965年9月29(第9日目)

1 開議並びに散会時刻(午前11時5分～午後3時46分)

2 応招議員は次のとおりである。

1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮
3番	安次富盛信	3番	比天久盛雄
5番	石川真六	6番	仲村田春果
7番	柏嶺正康	8番	石又吉弘
9番	安里安明	10番	又吉川昇
11番	石川繁	12番	大仲村永
13番	伊佐真得	14番	仲村喜敏
15番	宮城盛昌	16番	宮里幸
17番	伊佐貞寿	18番	中里盛
19番	武島行男	20番	仲村光
21番	古波蔵清次郎		

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 重町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	島袋全一	助役	松川正義
総務課長	奥里将俊	財政課長	呉屋好永
経済課長	伊佐友誠	民生課長	当山全喜
住民課長	仲村春信	建設課長	島袋昌兼
水道課長	国吉真義	消防団長	大城仁幸

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである。

事務局長	宮城光雄	書記	島袋真由
書記	知念善光		

8. 議事日程は次の通りである。

日程第3. 議案第23号. 1966年度宮野湾市才入才出
予算について.

日程第4. 議案第27号. 財産(土地)の取得について.

日程第5. 議案第28号. 市債(土地購入債)を起すこと
について.

日程第14. 諮問第4号. 市債(庁舎増築債)を起すことに
ついて.

8. 議事日程は次の通りである。

日程第3. 議案第23号, 1966年度官野湾市才入才出
予算について。

日程第4. 議案第27号, 財産(土地)の取得について。

日程第5. 議案第28号, 市債(土地購入債)を起すこと
について。

日程第14. 諮問第4号, 市債(庁舎増築債)を起すことに
ついて。

議 長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定によりまして、議会は成立いたしますので、只今より、本日の会議を開きます。(午前11時5分)

議 長～暫休憩いたします。(午前11時6分)

議 長～再開いたします。(午前11時7分)

議 長～日程第1、議案第23号、1966年度宮野湾市才入才出予算についてを議題といたします。
本案は質疑の段階において継続審議になつておりましたので、本日は才入全般にわたつて質疑を願います。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時8分)

議 長～再開いたします。(午前11時10分)

18番～才入についてお伺いしようと思つていますが、市税ですが、市税のほとんどが滞納繰越は60%、或は70%という事になつておりますが、この滞納額合計しまして、約4～50,000\$、それに市民税割×教育税、或は固定資産税割×教育税と合算しますと、およそ6～7万\$になると思ふんですが、まだ突眼をつかんでないというふうな説明もございましたが、*****多額ほう大なる滞納についての、これからの市長としての基本的態度について、いかような方法で、調査がなされてないんだと、はあくしてないんだという説明がございましたが、かかるほう大なる滞納繰越まして、これからどういふふうな方法でその滞納をいわゆる整理するか、それについての基本的な考え方についてお伺いします。

市 長～これにつきましては、ずいぶん前からの滞納額もありませんして、前に申し上げました調査は充分まだ行つてないと申し上げましたが、良くそれを突眼を調査して、この不都合な者についてはあくまでも行政処分をして税金を充分納めさせたいと、又各部落或は

議 長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定によりまして、議会は成立いたしますので、只今より、本日の会議を開きます。(午前11時5分)

議 長～暫休憩いたします。(午前11時6分)

議 長～再開いたします。(午前11時7分)

議 長～日程第1。議案第23号、1966年度官野濱市才入才出予算についてを議題といたします。
本案は質疑の段階において継続審議になつておりましたので、本日は才入全般にわたつて質疑を願います。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時8分)

議 長～再開いたします。(午前11時10分)

18番～才入についてお伺いしようと思つていますが、市税ですが、市税のほとんどが滞納繰越は60%、或は70%という事になつておりますが、この滞納額合計しまして、約4～50,000\$、それに市民税割、教育税、或は固定資産税割、教育税と合算しますと、およそ6～7万\$になると思ふんですが、まだ実態をつかんでないというふうな説明もございましたが、多額ほう大なる滞納についての、これからの市長としての基本的態度について、いかような方法で、調査がなされていないんだと、はあくしていないんだという説明がございましたが、かかるほう大なる滞納控えまして、これからどういふふうな方法でその滞納をいわゆる整理するか、それについての基本的な考え方についてお伺いします。

市 長～これにつきましては、ずい分前からの滞納額もありまして、前に申し上げました調査は充分まだ行つてないと申し上げましたが、良くそれを事態を調査して、この不都合な者についてはあくまでも行政処分をして税金を充分納めさす様にして行きたいと、又各部落或は

をまによな事、思
織せれにるて、税
組さこの事作けし納
なめ又るを受まて
様高、す備をしつ、
たをと透設ん手因す、
つ請いんたてツをま
い知たしんんマ存り
かるきに色おも強お
とす行部はがとのて
合対て下或民事会を
組にしがり住たり考
税納ら策なのつ通を
納納作施るこいば事
は、をの作そや或う
はて合市を、そかい
てつ組る路て、とと
い行税ゆ道つて成く
おて納らばよの結行
にしのおえにすのて
会らと、例事ま合め
り作、て、るり組高
通来てつてすな税を
各納しよつりに納想

18番～

結重賣り税かれ、とにい
のび祝お市何らある辺
合たのての、えたお奈お
組は長れ処は考つてはか
納れ市さる事にあし困う
納こに掃あううにく原ど
ら、特指でいふ辺めたか、
なが、もうとう奈うしる
れすすら、
そでまか、
と、り長心が原く納れ
て、こお村の納いた良滞さ
しうての滞滞なしはのを
出い州中財るや出て懸査
りとは北なたじ納し開調
乗く合のう大ん滞とのの
ず行話村ふうるは都そん
先て、隔うぼあだ行、へ
にめももいもがれ執がの
く進でてう然んこのすそ
あを合上そ、か、でて、
はり会廊、が欠がまんかす
納なるのす方、す、在うるま
滞成な会まののま、思あし

総務課長

まんと納はまに形にて
いせいのてれ、
がまな年いこう市はなるは形
こい、5お、い都私にきずてに
でぎて6に、とて、の大通い
て、
い、
つ、
に、
原、
の、
滞、
目、
す、
し、
を、
い、
え、
答、
お、
～

各通り会においては、納税組合とかいつた様な組織を
將來作らして行つて、納税に対する知識を高めさせま
して、この納税組合を作らして行きたいと、又これによ
つて、あらゆる市の施策が下部にしん透する事によ
つて、例えば道路を作るなり或は色々な設備を作るな
りする事によつて、その住民がおんてんを受ける事
になりますので、そういう事ともマツ手しまして、
納税組合の結成とか或は通り会の強化を凶つて納税
思想を高めて行くという事を考えております。

18番～滞納はあくに先ず乗り出して、それから納税組合の結
成なりを進めて行くということですが、これはたび重
なる会合でも、話合は申しております。特に市長の祝賀
会の席上でも臨村の北中の村長からも指摘されてお
ります。そういうふうなる財源の心じようである処の市
税の方が、然もぼう大なる滞納があるという事は、何
かの上欠かんがあるんじゃないかというふうに考
えられますが、これだけ滞納出した原因は奈辺にあ
つたか、と現在までの執行部としては良くしようは
くしておると思ふんですが、その問題の滞納を出
した原因は奈辺にあるか、そのへんの調査をされ
ているかどうかお伺いします。

総務課長～お答えいたします。滞納の原因についてでござ
いますが、これを調査項目別に検討した事はござい
ませんが、納税思想がまだそこまで住民が徹底して
いないという事でありまして、しかしながら64年、
65年の納税率を見てお分りかと思ひますが、現
年度においては86%を納税しております。そ
してその中で、これまでに滞納の額が積重な
つて47,000\$という額に達しておりますが、
特にこの納税率において都市的形態をおびた
地域が悪いという事は、これまで私に前にも
申し上げましたが、行政区が非常に独善的にな
つて区長の統制に欠けておつたという様な点も
大なる原因があると思ひます。又そこから下
部組織に通ずる色々な伝達機構、こういうもの
に都市地区においては欠けておつたんじゃない
かと、これが大きく納税に影響し

ておるといふうに考えております。その面で大きく
行政区の再編を打ち出されておりますが、各行政区に
おいては、特に都市地域の行政区においてはその面で
自治会長始め、強力に納税義務者の機構、そして納税
成績の向上に努力しておりますので、又それに並行し
て納税奨励補助金制度が設けられておりますので、今
後はその面でも着実に成績は向上するものと思つてお
ります。要するに滞納税金の完全徴収という事は、その
現年度内で徴税成績を上げる事にまず努力をすべきだ
と思つております。そして残された滞納税金において
は、その色々理由はあると思いますが、そこからは徴
税吏員の仕事でありまして、行政区毎にしようちゆう
足を運んで滞納者と良く納税について相談をし、そし
て年度内に整理をしてもらうと、そこには色々悪質
な方も中にはおられます。又高額者もおられます。そ
の面は今後悪い影響を与えさせないという意味から
行政区毎にしたい方が納税思想の改善に大いに効果
があるもの、こういうふうに考えております。今後は
そういう方法で滞納整理がされ得るものと思つてお
ります。

市長～ちよつと補足しますが、私も就任して47,000\$の滞納
分があるという事を聞きまして、びつくりした訳であ
りますが、今御質問の様にそれが奈辺にあるかという
事を調べて、はつきりした事を打出そうと思つていま
訳で、今職員をして職業別或は対象別とか、或は部落
別の調査をしておる訳であります。それにつきまして
は御質問の通り、そこが奈辺にあるかという事も本
当の実態がまだはつきりしておりませんので、これを充
分調査して行きたいと思つております。

18番～いわゆる聞きますと今後滞納整理については、こうし
たいんだ、ああしたいんだというふうには説明もござ
いますが、特に滞納が多いんだという所は都市地域に
限つて多いんだと都市地区に限つて多いという事は、
結局は行政区の範囲が広すぎるんだというふうな事
で、行政区の範囲とも関係した訳であります。その後、
その滞納について行政区面の再編以後についての、こ

の整理についての今までも変つた様な方式が打出されたかどうか、その辺についてお伺いします。もう一つは色々徴税というものは税法とか或は指導という面からいたしまして、区長に代る所の自治会長、その事務委託者に対して、その徴税吏員についての何らかの形で協力してもらうんだと、協力を得るよりは積極的に納税業務の一環として徴税にあたつてもらうんだというふうな方法はないものか、どうかですね。その辺を検討された事があるかどうか。

総務課長～都市地区の方において、徴税においてその後変つた点と申し上げますのは、やっぱりそれだけ行政区というものが、区画がはつきりしまして、それで各自治会長では、この納税の公平を期するという意味から、その行政区内の納税義務者のはあくに努力しておられますそして又徴税においても、自治会長会に常に申し上げておりますが、納税の成績を向上する事によつて、この還元が得られるという事を強く、いつも申し上げております。その面で特に目立つて良くなつておる所は野嵩3区、それから普天間3区の方でも、その面で、努力をしております。又納期限前には常に皆様方もこの処でお聞きの事と思ひますが、スビーカーを通じて納税目の広告をやつております。そういうふうにしてちく次努力する事によつて納税成績、納税思想の改善がなされ納税成績は向上するものと思つております。

18番～特に自治会長を通じまして事務委託奨励契約の中に、その辺の徴税と納税といつたものがもうけられておるかですね。尚又それに自治会長自体そのものが徴税に対する処の行政指導の一環として、いかような考え方をしておるか、その辺は仮に行政事務の指導の面からも、行けるんじやないかと思ふ訳ですが、何しろパーセントの問題じやなくて額の問題だと思ふんだが、パーセンテージは例え90%或は80%というにしろ、その滞納額そのものが、4～50,000\$に及ぶという事は、これは由々しい問題だと、特に都市地区に多いという事は、この都市形態をなしておる所の複雑

のに、この大なる全と、設、何と、1番、任、し、ま、事、を、か、る、じ、で、に、向、の、も、ほ、い、点
 の、で、が、う、太、う、す、あ、ふ、が、あ、立、す、送、で、か、な、分、政、局、圖、よ、う、特、の、が、だ、う、た、と、だ、だ、録、限、や、う
 の、が、轉、針、い、う、ば、ま、度、う、民、が、り、ま、以、位、い、に、0、行、結、心、に、ふ、村、納、市、い、し、だ、る、ん、眼、い、じ、い
 が、す、管、方、と、ほ、に、い、程、い、市、納、取、い、又、う、な、事、1、の、約、ゆ、く、事、市、い、ま、に、の、野、そ、り、る、米、ら、も、が、か、そ
 す、訳、特、機、ん、だ、は、さ、ら、な、善、の、で、と、或、じ、い、の、約、ゆ、く、事、市、い、ま、に、の、野、そ、り、る、米、ら、も、が、か、そ
 ま、た、る、た、る、蓄、は、50,000\$、で、或、な、善、の、で、と、或、じ、い、の、約、ゆ、く、事、市、い、ま、に、の、野、そ、り、る、米、ら、も、が、か、そ
 り、つ、あ、つ、す、は、50,000\$、に、は、じ、に、に、50,000\$、も、な、と、る、か、な、予、て、や、い、新、る、で、ま、こ、つ、り、お、お、分、る、し、政、る、お、ま
 お、だ、の、受、力、れ、れ、マ、だ、じ、時、も、な、と、る、か、な、予、て、や、い、新、る、で、ま、こ、つ、り、お、お、分、る、し、政、る、お、ま
 つ、同、指、す、も、々、に、政、の、事、4、表、う、る、め、性、を、て、し、行、か、後、出、構、を、す、か、え、市、シ、し、て、納、う、確、整、を、
 思、の、に、對、衆、年、操、行、が、政、の、事、4、表、う、る、め、性、を、て、し、行、か、後、出、構、を、す、か、え、市、シ、し、て、納、う、確、整、を、
 と、て、向、に、從、の、は、親、行、い、公、い、す、高、降、策、い、對、の、り、今、打、結、で、ま、考、も、じ、く、し、て、い、な、の、で、
 だ、い、政、稅、が、こ、事、市、の、う、る、ば、を、を、の、對、ひ、に、ま、な、に、が、受、名、り、全、に、程、を、ま、い、ふ、納、る、
 ん、つ、行、徵、ね、た、が、の、市、の、う、る、ば、を、を、の、對、ひ、に、ま、な、に、が、受、名、り、全、に、程、を、ま、い、ふ、納、る、
 る、に、て、す、し、す、い、ぬ、に、も、え、い、勢、思、の、そ、て、う、の、に、す、施、は、て、ら、ふ、し、じ、通、わ、い、に、考、
 い、納、い、し、で、ま、ま、と、る、ぬ、に、も、え、い、勢、思、の、そ、て、う、の、に、す、施、は、て、ら、ふ、し、じ、通、わ、い、に、考、
 て、滞、つ、と、か、い、り、る、あ、す、い、か、納、れ、で、ま、い、と、狀、理、た、滞、さ、お、い、の、き、だ、法、も、だ、す、う、
 し、の、に、課、う、さ、あ、出、で、要、い、す、い、か、納、れ、で、ま、い、と、狀、理、た、滞、さ、お、い、の、き、だ、法、も、だ、す、う、
 味、ら、國、政、ど、こ、で、が、納、け、さ、を、は、ひ、で、て、く、方、計、り、そ、て、な、す、整、し、の、を、は、と、す、基、る、方、て、ん、要、ふ
 加、か、國、財、か、で、は、者、器、事、と、稅、事、を、ま、じ、ら、の、が、す、ひ、る、り、滞、き、野、指、事、か、ま、に、法、分、ゆ、を、な、微、い
 も、來、の、の、事、だ、納、の、う、で、納、う、く、今、通、そ、か、れ、違、す、お、て、滞、き、野、指、事、か、ま、に、法、分、ゆ、を、な、微、い
 さ、往、こ、所、も、なる、滞、政、い、事、に、い、な、點、を、お、ら、そ、に、が、止、て、し、を、の、ら、と、や、と、是、又、あ、納、辭、そ、か

さも加味しているんだと思つておりますが、その辺の
従来からの滞納についての問題だつた訳ですが、特に
この問題について行政的に指導のある特管轄である
所の財政課として徴税に対する変つた様な方針がない
ものかどうかです。従来も努力するんだというふうな
車でございましてが、年々これは滞納はぼう大にな
るだけあります。この様に4~50,000\$にぼう大の
滞納者が出るという事は行政のマジでございまして。財
政の滞納である処の市税がこれだけ或ばる程度あると
いう事は要するに市の行政のマジになるというふうな
車でございまして。そういう車で特に善良な市民が完全
に納税をする所もある。4~50,000\$の滞納があると
いう事はいい換えれば公表しても是非でも取り立てし
なくていかなないと、いうふうな処でございましてが、
既に今までの様に努力をするんだとか、或は又戻送施設
をおそらくこれは、この性情は動かせんじやないかと、何
らかの方法で、その対策を講じないという車になるのと、
それが積みまして、ひいては総予算額の約10分の1
に達する。そういう車に對しまして、あらゆる行政車務
が、ひいてはこのままの行政をやつて行く。結局は停
止する様な状態にもなりかねないという車が心配をしま
しております。要するに今後この新しい市長よりま車
して滞納整理の施策が打出されるんだというふうな車
を聞きましてが、大變結構な車でございまして。特に
の宜野濟の滞納は有名でございまして。特に隔村の人か
らもう車はおそらく全珠からいつて、官野濟市だけじ
やないかというふうな考へております。そういう車で
ございまして、先程も市長のお話がありました。前の
是非法に基きまして、じしじし処分をするに出来るだ
けの
あらゆる方法を通じまして納税をしてもらうんだと、も
納税をしないんだというふうな確固たる基盤がない限
辞さの徴税要するに滞納額の整理はおぼつかない
かというふうな考へる訳でございまして。そういう観

に立ちまして今後滞納の整理については特に留意されて、この完全処理に努力して貰う様に特に付加えておきます。

15番～只今の税金に関する事でございますが、今までの当局の話しを伺いまして、お伺いしたと思います。納税者をして納税させる場合に、いわゆる納税義務者をして喜んで払ってもらうという事が重要な事だと思えます。これに関連いたしまして市長は今後の市政を一任するに当りまして各部落に当りまして、色々な面で確かにその者の中には今までの市政に対する異状な批判というものが強かつた訳であります。その時に對しまして私は前市長に色々各区の部落を回りまして、どういうふうにしたんだという事を自分の今後の市政に対する方法を話し合おうかという事を聞きまして、それから乗込んで行つて話す必要はないんだという事ではつきり弁明しておりました。この事はやはり市民は当然税金というものは払うという事は知つてはおる訳であります。市政に對して余り面白くない、不満であるという様な事からすると、当然納税思想の低下になる訳であります。その面で現島袋市長にはつきりとその原因を特に聞きたい訳であります。色々な必ずしも税金の問題ではなくして今後どういう事では私は政治は進めて行きますといつた様な観点から話し合を持つ意志がありますかどうかをお聞きしたい訳であります。

市長～これに付きましてはお説の様に話合の機会を充分持つ様にしております。何と申しましても施政方針でも発表いたしました訳であります。市政が住民に充分、分つてもやらいまして、それで住民の納得の行くまで話し合おう事によつて市が明るくなり、そして又発表が期せられるんじゃないかと思つてあります。これにつきましては充分各部落を回り或はあらゆる機会に臨みまして、自分の所見を申し上げ更に又住民の意見も良く聞いて市政を進めて行きたいという様にしております。又納税におきましても、その客體そのものが充分につかま

えておるかどうかという事も充分考慮に入れまして、喜んで納税する施策を持つて行く様にしたいと考えております。

15番～この税金の問題は確に、なる程非常にむつかしいという事を良くいわれる訳であります。しかし市長が施政方針にうたつております様になせばなるという精神で、実際に納得の行くまで、市民とひびきをまじえてほんとうになして行くんであれば、私は決してむつかしい問題ではないと、こういうふうに思う訳であります。具体的に2～3名の方からお話しを聞いた訳であります。当然誰が見ても、私より資産のある人が私より課税額が低いとか、そういう様な不満も相当ある訳であります。この辺も十分に納得の行く様に職員をして単に事務的にやるんじやなしに実際に、こういうふうに貴方の税金というのは、当然公平でこういうふうになつておりますという事で十分に単に感情的にやるんではなしに事務的にやるんではなしに、ほんとうに納得をしてもらおうということとで、その徴収の方法をするんだとあれば、私はこの問題はさして困難ではないと思う訳でありますので、この辺に留意されまして、充分と納得の行く様な線で徴収をしてもらいたいと要望しておきます。

12番～関連して質問いたします。滞納繰越分のやや何拾%を65年度予算に計上してありますか。

議長～暫休願いたします。(午辭11時15分)

議長～再開いたします。(午前11時17分)

総務課長～補足申しあげます。各目毎に計上%を上げておりますが、市民税が60%、固定資産税が50%、それから事業税が60%、不動産税が50%とこういうふうに計上してございます。

12番～市長の施政方針の中に財政の強化という面で滞納処分しても、税金を徴収するというふうに議会に確約しておら

れます、そこで滞納処分してきても、徴収の財に考てもうの徴収して、多し
か徴収面から徴収すが、いかにがでしようか、
滞納の長つと、
分り方計上すべきで、
し、か、通すべきで、
ても、滞りあると考ても、徴収の財に考てもうの徴収して、多し

市長～今年度はそれが最も適切と認めましたので、今年度は
0%の増減を計上し、滞りなく徴収をすすめてい
たいと思つてお
ります。今年度はそれが最も適切と認めましたので、今年度は
0%の増減を計上し、滞りなく徴収をすすめてい
たいと思つてお
ります。

総務課長～65年度の決算における滞納欠損額が2倍に引
き上げられてお
ります。今年度は
滞りなく徴収を
すすめてい
たいと思つてお
ります。

12番～これは支出の雨でありすが、市長の自から訂出しを滞り
加分の必要に金算が予算が、いかにがでしようか、
滞りなく徴収を
すすめてい
たいと思つてお
ります。

市長～これは滞納処分の経費は相手は市の手で、この行政
に必要はありせん、
滞りなく徴収を
すすめてい
たいと思つてお
ります。

5番～滞納金につつきしては予算の審議並に決算の審査する
徴収に上らぬか、
滞りなく徴収を
すすめてい
たいと思つてお
ります。

れます。そこで滞納処分してまでも徴収しても50%しか徴収出来ないものかどうか。もつと市の財政の強化という面からして市長施政方針通り滞納処分にまでして、徴収するならばもつと計上すべきであると考えておりますが、いかがでしょうか。

市長～今年度はそれが最も適切と認めましたので、今年度は50%平均して55～6%しかやつてない訳です。今後これの問題につきましては、滞納がほとんどなくなる様にこの1～2箇年で、これをやつて行きたいと思っております。

総務課長～65年度の決算における滞納欠損額が33%でございます。これで今年度は特に滞納欠損の整理という面で、努力をするという事でパーセンテージを2倍位に引き上げてあります。

12番～これは支出の面ではありますが、市長自から打出した滞納処分の点について、11款の徴税の処で滞納処分を行う場合に必要な方針費を計上すべき、つまり滞納処分というのは金がなくてはその手続は出来ないもので、それに要すべき予算措置が必要であるというふうに考えておりますが、いかがですか。

市長～これは滞納処分の計費は相手持になる訳です。この行政処分をした場合には相手持になる訳です。又その宣伝かれど概の場合には市の車で市の職員がやります計費は別に必要はありません。

5番～滞納金につきましては予算の審議並びに決算の審査する度にいつもこれ処で取り上げられる問題であります。取り上げられる点としては当局の徴税態勢はなつてないという点におかれて、取り上げられております今先じやなくて、今までにその面が2～3の議員から質問がありましたけれども、当局は従来この徴税業務そのものに関して業務と申しますよりも、徴税行為、そのものに関して納得出来ない様な答弁を繰り返しておりますが、新市

29
長をむかえたこの際、同じ事を^此 旭でもう1回は
質問いたします。現在徴税令書の交付は実際に誰をし
て当らしめておりますか。財政課長実際は

総務課長～徴税令書の交付は、これは自治会長を通じてや
つております。

5 番～従来当局は主としてこの質問には、財税が答弁された
とおくがありますが、徴税吏員以外には、税法によつ
て、そういう行為は出来ないからといった様に、いつ
もにげ口上になつていまして、その点についてそこ
にしよ点をしほつて質問いたします。
市町村長が任命したのが徴税吏員であります。もち
論職員の中からこの徴税吏員は自分が市長から委任された事
項を第3者に更に委任した場合、その行為を委任した
場合、法的に有効か無効か。その点について、当局は
どうお考えですか。

総務課長～これは令書の送付につきましては、別に違法だとは
考えません。

5 番～それじや賦課徴収まで入れたら、賦課じやなくして交
付から徴収の行為、この両方の行為はどうですか。従
来はそれは徴税吏員以外には出来ないというふうな当
局の答弁でありました。そこで納税成績そのもののな
んばしくない理由の1つとして、当局は繰り返して答
弁して来ております。新しい市長をむかえましたので、
同じ従来質問して来た内容であります。改めて質問
いたします。これはあくまで税法の市町村税法の第1
条による所の徴税吏員の定数、そのものの解しやくの
権限と思ひますが、そこに第1条この立法において、
左の各号に掲げる用語の意味は当該各号に定めるとこ
ろによる。

1. 徴税吏員、市町村長若しくは、その委任を受け
たる市町村職員をいう。こうなつております。そ
の次に4項に普通徴収に関して、徴税吏員が徴税令書
を当該納税者に交付することによつて市町村税を徴収

長をむかえたこの際、同じ事をこの処でもう1回私は質問いたします。現在徴税令書の交付は実際に譲をして当らしめておりますか。財政課長実際は

総務課長～徴税令書の交付ですか。これは自治会長を通じてやつております。

- 5 番～従来当局は主としてこの質問には、助役が答弁された記おくがありますが、徴税吏員以外には、税法によつて、そういう行為は出来ないからといった様に、いつもにげ口上になつていきましたが、その点についてそこにしよ点をしぼつて質問いたします。
- 市町村長が任命したのが徴税吏員であります。もち論職員の中からこの徴税吏員は自分が市長から委任された事項を第三者に更に委任した場合、その行為を委任した場合、法的に有効か無効か。その点について、当局はどうお考えですか。

総務課長～これは令書の送付につきましては、別に違法だとは考えません。

- 5 番～それじや賦課徴収まで入れたら、賦課じやなくして交付から徴収の行為、この両方の行為はどうですか。従来はそれは徴税吏員以外には出来ないというふうな当局の答弁でありました。そこで納税成績そのもののかんばしくない理由の1つとして、当局は繰り返し答弁して来ております。新しい市長をむかえましたので、同じ従来質問して来た内容であります。改めて質問いたします。これはあくまで税法の市町村税法の第1条による所の徴税吏員の定義、そのものの解しやくの相違と思ひますが、そこに第1条この立法において、左の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

1. 徴税吏員、市町村長若しくは、その委任を受けた市町村吏員をいう。こうなつております。その次に4項に普通徴収に関して、徴税吏員が徴税令書を当該納税者に交付することによつて市町村税を徴収

することをいう、こうなつておられます、これについて
いわゆる徴税吏員じやないといふ解しやくに立つて、
至るまでの行為は出来ないと、解しやくに立つて、
その答弁をして来ております、当局はそこで徴税吏員
はもち論この法に基づいて、それは出来ぬ訳ですが、
徴税吏員が、自ら与えられた権限を第三者に委任した
場合、委任された第三者がその行為をした場合に、
それは税法上から有効であるか、無効であるか、それ
について、当局はどうか、解しやくを待つてお
られるか、今現時点に立つて、私は質問をたします、
これは将来の徴税業務に非常に重要な差になる問題
です、もし、もち論今では才入算の終括質問の時
間であり、特に滞納金と関連して非常に重要な
問題であり、あえて質問しておきます、そこで答
弁で今私が質問している時点において、都合があつて答
弁出来ませんでしたら、つまり更に検討する必要があ
るといつたような事情があれば、今日じやなくとも
まいませんか。

議長～暫休憩いたします。(午前11時38分)

議長～再開いたします。(午前11時39分)

5番～先程から質問を続けておりますが、助役は今しか出席
しておりませんので、繰り返して申し上げます、市町
村税法第1条に掲げている項目に関する質問でありま
す、才入の終括質問の所で滞納金について質問があり
ましたので、それに関連して、この条項の解しやくと
申しますのは、待つて来る税金を受け取つて、自治会
長は、待つて来る税金を受け取つて市役所に届け
るということだけを今やつております、待つて来ない
のは自ら向こうに催促する、いわゆる催促行為そのも
のはやつてないと私は解しやくします、やつており
ますが、これは助役以下担当課長に質問いたします、
待つて来る側を自治会事務所に令書を配布された納
税事務者が、自分の納税額を待つて来た場合、それを
受け取つてそれを役所に届けに来る、その行為はやつ

することをいう。こうなっております。これについて
いわゆる徴税吏員じやなければ令書の交付から徴収に
至るまでの行為は出来ないと解しやくに立つて、
その答弁をして来ております。当局はそこで徴税吏員
はもち論この法に基づいて、それは出来る訳ですが、
徴税吏員が、自ら与えられた権限を第三者に委任した
場合、委任された第三者がその行為をした場合には、
それは税法上から有効であるか、無効であるか、それ
について、当局はどういうふうな解しやくを持つてお
られるか、今現時点に立つて、私は質問いたします。
これは将来の徴税業務に非常に重要な基盤になる問題
ですから、もし、もち論今は才入予算の総括質問の時
間でありますが、特に滞納金と関連して非常に重要な
問題でありますから、あえて質問しております。そこ
で今私が質問している時点において、都合があつて答
弁出来ませんでしたら、つまり更に検討する必要があ
るといつたような事情があれば、今日じやなくてもか
まいませんから。

議長～暫休憩いたします。(午前11時38分)

議長～再開いたします。(午前11時39分)

5番～先程から質問を続けておりますが、助役は今しか出席
しておりませんので、繰り返して申し上げます。市町村
税法第1条に掲げている項目に関する質問であります。
才入の総括質問の所で滞納金について質問があり
ましたので、それに関連して、この条項の解しやくと
申し上げますのは、持つて来る税金を受け取つて、自治会
長はです、持つて来る税金を受け取つて市役所に届け
るということだけ今やつております。持つて来ない
のは自ら向こうに催促する。いわゆる催促行為そのも
のはやつてないと私は解しやくします。やつておりま
すか。これは助役以下担当課長に質問いたします。
持つて来る例えば自治会事務所に令書を配布された納
税義務者が、自分の納税額を持つて来た場合、それを
受け取つてそれを役所に届けに来る、その行為はやつ

つています。しかしまだ持つて来てないとは分つてい
るはずで、自治会長はその納税義務者の所に行つて
貴方はまだ税金は納めてないから納めて下さいといつ
ような、催促行為をやつておりますか。或はそのこと
について末端行政者である所の自治会長に市当局はいか
なる所の自治行政指導をしておられるか。それとその
根本となる所の徴税吏員の徴税行為そのものについて
この徴税吏員は自ら与えられた徴税に関する権限を第
三者にその行為を委任した場合、その委任事項は税法
上から有効であるか、無効であるか。当局はそれに対
して法的見解はいかなる統一をしておられるか。何故
私がここで、あえて聞きますかというのとは従来は、当
局はそれは税法上から不可能であるという説明を繰り
返しております。そこが今後の滞納金整理と申します
よりも、滞納金を出さない、いわゆる徴税業務を進め
ていく上に非常に重要かと思ひますので、重要である
と思われまますので、あえて質問しておりますから、当
局自ら判断に迷つてゐるんだつたら、そのような答弁
はつきりこう思つてゐるんだつたら、そういうふうな
答弁、つまり当局の回答が何をいつてゐるか分らない
様な答弁は1つしないで、明確な答弁をお願いいたし
ます。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時43分)

議 長～再開いたします。(午前11時45分)

助 役～じや御説明申し上げます。只今の御質問は3点に分れ
ておりますが、一応自治会長の徴税に対する資格、そ
れから実際の現在の業務の状況、それから又その業務
つい行に當つての行政指導等の点が御質疑の主点だと
思つております。第1番のいわゆるこの税が未納者で
ある場合、そういうこの市民に対して自治会長さんの
方は督促とか、いわゆるそういうふうな何もさせてい
るかどうかというふうな点でございしますが、この点に
ついては、自治会長自体は法的にいう徴税吏員として
の資格は与えておりません。そして税に関する業務の

は税米ゆけ税たのし、案どわに区だ方てのが、
徴出わ受納け市まん、案どわに区だ方てのが、
申るはいをる受にりせ、案どわに区だ方てのが、
のゆ行、託ゆを方おき、案どわに区だ方てのが、
務わ発ら、委託の依員し、案どわに区だ方てのが、
善いのかのい依員し、案どわに区だ方てのが、
るは証民政らの更らと、案どわに区だ方てのが、
す度取市行か納税取は、案どわに区だ方てのが、
關△領るの方納税取は、案どわに区だ方てのが、
に又局あるののき員、案どわに区だ方てのが、
税は結で市民を市税更が、案どわに区だ方てのが、
の或、者市市民を市税更が、案どわに区だ方てのが、
と、で納お、て、案どわに区だ方てのが、
が、との納お、て、案どわに区だ方てのが、
す、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
き、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
り、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
お、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
て、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
し、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
を、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
託、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
季、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
い、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
更、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
な、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
る、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
て、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
の、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
個、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
方、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
て、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
を、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
託、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
が、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
ゆ、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
よ、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
内、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
と、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
い、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
お、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
そ、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
市、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
務、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
の、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
い、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
て、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
正、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
に、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
較、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
内、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
す、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
う、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
て、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
で、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
会、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
る、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、
そ、をの納お、て、案どわに区だ方てのが、

委託をしてありますが、この税に関する業務の中には
いわゆる令書を配るとか、或は又△度はいわゆる徴税
吏員じやと、自然的にこの納税者である市民から、いわゆる
ない自治行政の担当しておる日常市の行政の委託を受け
ておる人でありまして、市民の方からいわゆる納税
の依頼を受けまして、そしてその納税の依頼を受けた
個々の市民のものを総めて、市の納税吏員の方に市の
方に納入するといふふうな手続きを取らしてありますし
て、身分上において、徴税吏員ではとまざりません。委
それから督促の点であり、また論これは事務委託
託というものについて、諸税に關するいわゆること
が一つの委託業務の中に含まれておりますので、いわ
ゆる末端納者については、財政課の方から時期々々に
よつて、いわゆる名簿をお配りして、いわゆるその区
内における末端納者が、これこれいらつしやるんだ
といふことをよくお伝えして、知らせて自治会長の方
では、いわゆる納税に対する市民の意欲を盛り上げて
いくといふ意味からこの未納者に対する納税の協力の
お願い依頼、督促、法でいふ督促じやとまざりませんが
それから行政指導の点であり、またこれ市町村、
市町村によつて、この自治会長といふものに対する業
務の委託内容、これが大分違つてあります。例えはな
らば、コザ等の場合は、令書配布以外は全然させてな
つて、違つていふ所もとまざり、色々市町村によつ
て違つていふ所もとまざり、本市の場合は、そつた
正の場合も皆様が十分に御検討していただいたよ
うに結局、委託料において、相対的であるといふ、
較し、優ぐうしている方であるといふ、それで業務の
内容において、いわゆる委託の内容において、税に關
すること、大いにこの市民をかん起すると、或は又そ
ういふ市民の利便を凶るといふこと、当然委託し
て、常々自治会長、そつた機会を通しまして、自治
会長さんの方のこの納税に対する活動業務について
行政指導は續けていく積りでとまざりません。

それから後1点徴税吏員の、

5 番～そこが私が質問したい要点です、

議長～暫体願いたします。(午前11時48分)

議長～再開いたします。(午前11時50分)

助 役～結構な御意見だと思っております、只今の御質疑の要
点についてお答え申し上げますと、徴税吏員自体が、
いわゆる市町村長から任命される訳であり、その
の吏員自体が第3者にいわゆる委任する時は委託す
るという事は、これは当然でないと思っております
又その点については、これは権限がやいと思つてお
す、その点については、そのうち考へてあり又法
もその点とやうな点については、
この徴税というのについて、
ますと、

5 番～ちよつと待つて下さい、私の質疑に対する答弁、その
答弁は私の質疑の要点にふれば結構です、
で今徴税吏員を任命する場合は、これは法
務をそのまゝ委任した場合は、これは法
る委任でないという答弁であり、
ます、私が質問しているのは、
する場合には、委任すること
けを前提に立つてです、
に与えられた権限を第3者に委任
を任命した市長がその行為を承認
つた場合、その場合は有効ですか、無効ですか、

助 役～その徴税吏員自体から、市長に許可を求めるとかいう
とともに、これを別にすれば法
思つております、只ここで問題
ゆるこの徴税吏員というの
続きでございませうから、
かわゆる制を作り上げるとい
は、こ

それから後1点徴税吏員の。

5 番～そこが私が質問したい要点です。

議長～暫休願いたします。(午前11時48分)

議長～再開いたします。(午前11時50分)

助役～結構な御意見だと思っております。只今の御質疑の要点についてお答え申し上げますと、徴税吏員自体が、いわゆる市町村長から任命される訳であります。その吏員自体が第三者にいわゆる委託する或は委託するということは、これは妥当でないと思っております。又そういうことは、これは権限がないと思っております。その点については、そういう考えであり又法的にもそうだとやうなものにやも～思っておりますが、只この徴税というのについての考えをもう少しお下げますと、

5 番～ちよつと待つて下さい。私の質疑に対する答弁、その答弁は私の質疑の要点にふれれば結構ですから、そこで今徴税員そのものが第三者に自分の与えられた任務をそのまま委任した場合に、これは法的にいわゆる妥当でないという答弁でありましたが、当然であります。私が質問しているのは徴税吏員が第三者に委任する場合には、委任することを市町村長から認可を受けた前提に立つてです。私の質問は徴税吏員が自分に与えられた権限を第三者に委任することを徴税吏員を任命した市長がその行為を承認したという前提に立つた場合、その場合は有効ですか、無効ですか。

助役～その徴税吏員自体から、市長に許可を求めるとかいうことも、これは別にこれは法的にはすべきじゃないと思っております。只ここで問題になりますのは、いわゆるこの徴税吏員というの、これは1つの法的な手続きでございましてから、徴税の効果上げるために、いわゆる納税態勢を作り上げるという意味の何は、こ

これは委託された(後は同時発言のため聴取不能)

- 5 答～ちよつと待つて下さい、私は当局の答弁する態度、よく難解いたします、行政効果という面において、当然者えなくちやいかない、そこで当局もその立場で答弁なされるのは充分これは、承知しております、しかし私がここで質問しておるのは一応行政効果そのものは最終的の目標であります、いやある故に法的効果を私は今懸念というよりも当局がいかように解しやくしておられるか、私はそれが質問であります、つまり私が今先いつたような行為をやつた場合、これは法的に有効と見なすか、無効と見なすか、従つて外の言葉でいえば当局はイエスかノーかというだけを答弁すればいい訳です、有効と見なす或は無効だと見なす、或は無効である、有効である、断定的答弁であるうが推測的な答弁であらうが、それだけでいいです、後の質問そのものについての効果に関連しての答弁は1つ答えていただきます、

れは委託された(後は同時発言のため聴取不能)

- 5 番～ちよつと待つて下さい。私は当局の答弁する態度、よく観察いたします。行政効果という面において、当然考えなくちやいかない、そこで当局もその立場で答弁なされるのは充分これは、承知しております。しかし私がここで質問しておるのは一応行政効果そのものは最終的の目標であります、いやある故に法的疑義を私は今疑義というよりも当局がいかように解しやくしておられるか、私はそれが質問であります。
- つまり私が今先いつたような行為をやつた場合、これは法的に有効と見なすか、無効と見なすか、従つて外の言葉でいえば当局はイエスかノーかというだけを答弁すればいい訳です。有効と思う或は無効だと思ふ、或は無効である、有効である、断定的答弁であらうが維測的な答弁であらうが、それだけでいいです。後の行為そのものについての効果に関連しての答弁は1つ省いていただきます。

助 役～徴税吏員自体から、だから先~~々~~から申し上げます様に市長の方にこれこれ委託したいというふうな件は、これは不可能だと思っております。

5 番～また立ちます。私はそういう事はいいません。あらかじめ市長から自分が任命した徴税吏員にきみに与えた徴税行為そのものをきみの任意自由意思に基づいて第3者に委任してもよいというふうないわゆるその承諾書を持っていた場合持っていた場合ですよ。徴税吏員持っているんですからその場合には、徴税吏員から何もそういうことをしていいですかと、伺う必要はない訳です。従つて私がいうのは徴税吏員からそういう事を市長に伺うのではなくて徴税吏員から伺う前にあらかじめ市長がそういう前提付きでいわれる徴税吏員を任命する。その場合ですよ。あくまで、

助 役～どうも答弁の要領がまずくて恐縮しております。只今の御質問の場合に、結局市長の方から委任を受けるのは特定の個人でございまして、いわゆるその人を介して、今申し上げる条件とかあらかじめそういうふうな要件を付して、その人に委任した場合にはというふうな御質疑ですが、結局特定人を委任する訳でありますから、その人を介しての再委任の条件を付すことは適当でないと思っております。

5 番～私の質問は、そのまま当局のみみにはそのまま届かないのかどうか分りませんが、適当であるかでないか一つ当局のお考えはどうですか。という質問ではありません。私が先云つた様な行為をした場合は、その行為そのものは法的に有効とみなすか、無効とみなすか、これだけです。

助 役～無効であります。

5 番～最初からそういうふうに答弁してもらえばいいんだのに私も無効であるという前提に立つてそういう質問をしている訳です。そこではつきりした真面目な答弁をして頂

助 役～徴税吏員自体から、だから先きから申し上げます様に市長の方にこれこれ委託したいというふうな件は、これは不可能だと思っております。

5 番～また立ちます。私はそういう事はいいません。あらかじめ市長から自分が任命した徴税吏員にきみに与えた徴税行為そのものをきみの任意自由意思に基づいて第三者に委任してもよいというふうないわゆるその承諾書を持っていた場合持っていた場合ですよ。徴税吏員持っているんですからその場合には、徴税吏員から何もそういうことをしていいですかと、伺う必要はない訳です。従つて私がいうのは徴税吏員からそういう事を市長に伺うのではなくて徴税吏員から伺う前にあらかじめ市長がそういう前提付きでいわゆる徴税吏員を任命する。その場合ですよ。あくまで、

助 役～どうも答弁の要領がまずくて恐縮しております。只今の御質問の場合に、結局市長の方から委任を受けるのは特定の個人でございまして、いわゆるその人を介して、今申し上げる条件とかあらかじめそういうふうな要件を付して、その人に委任した場合にはというふうな御質疑ですが、結局特定人を委任する訳でありますから、その人を解しての再委任の条件を付すことは適当でないと思っております。

5 番～私の質問は、そのまま当局のみみにはそのまま届かないのかどうか分かりませんが、適当であるかでないか1つ当局のお考えはどうですか。という質問ではありません。私が今先云つた様な行為をした場合は、その行為そのものは法的に有効とみなすか、無効とみなすか。これだけです。

助 役～無効であります。

5 番～最初からそういうふうに答弁してもらえばいいんだのに私も無効であるという前提に立つてそういう質問をしている訳です。そこではつきりした真面目な答弁をして頂

いたのぞこの質問に関して打ち切ります。

議長～19番の宮島行男議員の出席を報告します。

議長～暫休憩致します。(午前11時56分)

議長～再開致します。(午前11時57分)

5番～質問者の非常な勘違いを致しました。私は有効だと思っておりますので当局の考え方と全く相反しておりますので外の機会にこの件について質問を致したいと思っておりますから今回これにて打ち切ります。

議長～3番の天久盛雄議員の出席を報告致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時58分)

いたのでこの質問に関して打ち切ります。

議長～19番の武島行男議員の出席を報告します。

議長～暫休憩致します。(午前11時56分)

議長～再開致します。(午前11時57分)

5番～質問者の非常な勘違いを致しました。私は有効だと思っておりますので当局の考え方と全く相反しておりますので外の機会にこの件について質問を致したいと思っておりますから今回これで打ち切ります。

議長～3番の天久盛雄議員の出席を報告致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時58分)

議長～再開致します。(午後12時10分)
午前中の日程はこれで終わります。午後は2時より会議を開きます。

議長～暫休憩致します。(午後12時11分)

議長～再開致します。(午後2時45分)

議長～1966年度富山県市才入才出予算案につきましては、質疑の段階で継続質疑と致します。

議長～暫休憩致します。(午後2時46分)

議長～再開致します。(午後2時47分)
理事者より議案の撤回についての公文が参っております一応読み上げます。先に提出した下記議案を撤回したいので御承諾願います。記。1. 議案第29号市債(庁舎増築債)を起すことについて、
撤回理由、庁舎増築の敷地及び構造並びに財政計画等について十分な検討の必要があるので撤回したい。以上の通り撤回の申入れがございます。この点につきましてお諮りしたいと思います。

議長～暫休憩致します。(午後2時50分)

議長～再開致します。(午後2時55分)
当局よりの申入の議案第29号市債(庁舎増築債)を起すことについて撤回を承認することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので議案第29号は撤回を承認することに致します。

議長～暫休憩致します。(午後2時56分)

議 長～再開致します。(午後12時10分)
午前中の日程はこれで終ります。午後は2時より会議を開きます。

議 長～暫休憩致します。(午後12時11分)

議 長～再開致します。(午後2時45分)

議 長～1966年度宜野湾市才入才出予算案につきましては、
質疑の段階で継続審議と致します。

議 長～暫休憩致します。(午後2時46分)

議 長～再開致します。(午後2時47分)
理事者より議案の撤回についての公文が参っております一応読み上げます。先に提出した下記議決案を撤回したいので御承諾願います。記.1.議案第29号市債(庁舎増築債)を起すことについて、
撤回理由、庁舎増築の敷地及び構造並びに財政計画等について十分な検討の必要があるので撤回したい。以上の通り撤回の申入れがございます。この点につきましてお諮りしたいと思います。

議 長～暫休憩致します。(午後2時50分)

議 長～再開致します。(午後2時55分)
当局よりの申入の議案第29号市債(庁舎増築債)を起すことについて撤回を承認することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ございませんので議案29号は撤回を承認することに致します。

議 長～暫休憩致します。(午後2時56分)

議 長～再開致します。(午後3時6分)

議 長～継続審議中の議案第27号、財産(土地)の取得についてと議案第28号、市債(土地購入債)を起すことについてを一括上程致します。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～本年度の保育所有地として野だけの西表の110番地の3筆450坪の土地を購入したいとあります。これに伴い自己財源がございませんので市債を\$6,000起したいと考えております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

5 番～動議を提出します。27号、28号の両議案はあらたな議案ではありますが、修正して提案する前に既に審議は尽くされておりますので、質疑討論を省略して採決するように動議を提出します。
(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今の議案は、27号、28号の両議案は既に審議し尽くされておるので、質疑、討論を省略したいという動議でございますが、所定の賛成者がありましたので、議案は成立しております。

議 長～お諮り致します。只今の動議のように質疑、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ございませんので左様決定致します。

議 長～では議案第27号、財産(土地)の取得についてを採決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

議 長～再開致します。(午後3時6分)

議 長～継続審議中の議案第27号、財産(土地)の取得についてと議案第28号、市債(土地購入債を起すことについてを一括上程致します。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～本年度の保育所有地として野だけの西表の110番地の3筆450坪の土地を購入したいということであり、これに伴い自己財源がございませんので市債を\$6,000起したいと考えております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

5 番～助議を提出します。27号、28号の両議案はあらたな議案ではありますが、修正して提案する前に既に審議は尽くされておりますので、質疑討論を省略して採決するように助議を提出します。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今の議案は、27号、28号の両議案は既に審議し尽くされておるので、質疑、討論を省略したいという助議でございますが、所定の賛成者がありましたので、議案は成立しております。

議 長～お諮り致します。只今の助議のように質疑、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ございませんので左様決定致します。

議 長～では議案第27号、財産(土地)の取得についてを表決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ございませんので本案は原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後3時10分)

議 長～再開致します。(午後3時20分)
日程を変更致しまして、本日の日程第6に諮問4号を変更したいと思っておりますが。

議 長～諮問4号、市債(庁舎建築債を起すことについてを上程致します。

議 長～本案に対する理事者の説明を求めます。

市 長～庁舎の増築をするために、自己財源がありませんので、市債を起こしたいと考えております。よろしく申し上げます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。本案につきましては、既にお諮り致しましたように、経工委員会の方に付託致します。尚審査方法と致しましては、休憩中も審査して頂き次の定例会までに御報告してちょうだい願います。

議 長～暫休憩致します。(午後3時22分)

議 長～再開致します。(午後3時23分)
継続審議中の1966年度市才入才出予算についてを議題と致します。本案については、質疑の段階において継続審議になつておりましたので、引き続き質疑を願います。

議 長～暫休憩致します。(午後3時24分)

議 長～再開致します。(午後3時27分)

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ございませんので本案は原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後3時10分)

議 長～再開致します。(午後3時20分)
日程を変更致しまして、本日の日程第6に諮問4号を変更したいと思っておりますが。

議 長～諮問4号、市債(庁舎建築債を起すことについてを上程致します。

議 長～本案に対する理事者の説明を求めます。

市 長～庁舎の増築をするために、自己財源がありませんので、市債を起こしたいと考えております。
よろしく申し上げます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。本案につきましては、既にお諮り致しましたように、経工委員会の方に付託致します。回答方法と致しましては、休憩中も審査して頂き次の定例会までに御説明報告していただく様お願い致します。

議 長～暫休憩致します。(午後3時22分)

議 長～再開致します。(午後3時23分)
継続審議中の1966年度宜野湾市才入才出予算についてを議題と致します。本案については、質疑の段階において継続審議になつておりましたので、引き続き質疑を願います。

議 長～暫休憩致します。(午後3時24分)

議 長～再開致します。(午後3時27分)

15番～都市計画に関連して質問致します。

この辺一帯でございますが、建築規制を受けているけれども、実際に私聞いて居りますが御説明願います。

建設課長～只今の御質問にお答え致します。前すじ原の方は現在区画整理の認可申請をする準備を進めております。それで換地とか、色々のものを勧業しまして一応建築の方も規制しております。

15番～規制については当局が事業を進めて行く上に必要だと思っておりますが、今見てみますと、現にそこの方に建築やつておりますね、それはどう云うことか御伺いします。

建設課長～整地してある所でございますか、

15番～いや、いや今建築していますね、その辺も含まれますか

建設課長～入っております。

15番～然し実際に家を作りつつありますよ。

建設課長～現在三階の建築しております所は、これは元の地番に造るといふのと、それから道路計画からはずして後ろに下がって造つておるといふ点と、それから換地してもその位置が大体妥当といふ所から建築は許可しております。

15番～水準測量ですか、そういつたものはどんなですか、それとも関係はないですか。

建設課長～はい、そうであります。高さの方も大体出してあります。

15番～そうすると、そういつた所であれば、実際に建築をやつてもいい訳ですね、

建設課長～はい、許可しております。

15番～都市計画に関連して質問致します。

この辺一帯でございますが、建築規制を受けているけれども、実際に私聞いて居りますが御説明願います。

建設課長～只今の御質問にお答え致します。前すじ原の方は現在区画整理の認可申請をする準備を進めております。それで換地とか、色々のものを勘案しまして一応建築の方も規制しております。

15番～規制については当局が事業を進めて行く上に必要だと思っておりますが、今見てみますと、現にそこの方に建築やつておりますね、それはどう云うことか御伺いします。

建設課長～整地してある所でありますか、

15番～いや、いや今建築していますね、その辺も含まれますか

建設課長～入っております。

15番～然し実際に家を作りつつありますよ。

建設課長～現在三階の建築しております所は、これは元の地番に造るといふのと、それから道路計画からはずして後ろに下がって造つておるといふ点と、それから換地してもその位置が大体妥当という線から建築は許可しております。

15番～水準測量ですか、そういったものはどんなですか、それとも関係はないですか。

建設課長～はい。そうであります。高さの方も大体出してあります。

15番～そうすると、そういった所であれば、実際に建築をやつてもいい訳ですね、

建設課長～はい。許可してあります。

15番～許可しておる、はい分りました。

16番～土木費の中でちよつと土木費の中に、市単独工事費とい
うのがございますが、それだけ方が交りまして従来は
その区でもつて施工したのが当市におかれまして、市が
直営してやるんだというふうなことがあつたんですが、
この予算の位置では、そういつたものは必要に応じて出
せるような予算位置であるかです、と申上げると、こ
こに指摘もされておりますが、例えば区自体で色々道路
の工事とか、整備とかと云つた場合において、その
の予算に盛り込まれたような工事の施工が好ましいのでござ
いますのが、それまで行かないんだと、そこでその区民
総出によつて新設或は改良する場合においては、その予
算の中からはり助成することも可能であるのかどうか
です、ここでいう所の指摘のない所の市単独工事とい
うものはどういふものであるかです、その辺について
御説明願います。

建設課長～今の御質問にお答えします、市単独工事というのは
市の方で計画致しまして、それでこれを請負工事に回ら
して事業を進めるといふふうに考へております、それか
ら只今申された地元の方で道路の改修をしたいとい
うふうな申出がある場合は、これは又別の方法で維持管
理の方で支出は出来ると思ひます、今単独工事として
請負事業にかけようにしてある訳であります、
それだけの違いであります。

16番～私が聞きたいのはせめてでも市でしてもらいたいんです
がそれまで行かないんだと、又あわないんだと、或は又
早急にしなくちやならないんだと云つた場合において、
その区において新設或は改良とか、云つた場合によつて
やはり材料代なんかです、この予算の範囲において
支出可能であるかどうかです、そういうのは盛られて
おるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

建設課長～この場合は、請負契約というものを主にしている訳で
あります、地元の方でやられる場合には、その地元の方

15番～許可しておる。はい分りました。

16番～土木費の中でちよつと土木費の中に、市単独工事費というのがございますが、それだけ方針が變りまして従来はその区でもつて施工したのが当市におかれまして、市が直営してやるんだというふうなことがあつた訳ですが、この予算の措置では、そういったものは必要に応じて出せるような予算措置であるかですね、と甲上げると、ここに指摘もされておりますが、例えば区自体で色々道路の工事とか、整備とかと云つた場合において、その程度の予算に盛らしたような工事の施工が好ましいのでござい
ますのが、それまで行かないんだと、そこでその区民
総出によつて新設或は改良する場合においては、その
予算の中からやはり助成することも可能であるのかど
うかですね。ここでいう所の指摘のない所の市単独工
事というものはどういふものであるかですね、その辺
について御説明願います。

建設課長～只今の御質問にお答えします。市単独工事というのは市の方で計画致しまして、それでこれを請負工事に回わして事業を進めるというふうに考えております。それから只今甲されました地元の方で道路の改修をしたいというふうな申出がある場合は、これは又別の方法で維持管理回の方で支出は出来ると思ひます。今単独工事として請負事業にかけようにしてある訳であります。それだけの違いであります。

18番～私が聞きたいのはせめてでも市でもしてもらいたいんですがそれまで行かないんだと、又あわないんだと、或は又早急にしなくちやならないんだと云つた場合において、その区において新設或は改良とか、云つた場合にですねやはり材料代なんかですね、この予算の範囲において支出可能であるかどうかですね、そういうのは盛られておるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

建設課長～この場合は、請負契約というものを主にしてゐる訳であります。地元の方でやられる場合には、その地元の方

222
で同時地元自身が工事をするという場合は、契約の方法がちよつとしにくいんじゃないかどうふうに考えております。

18番～今お伺いしているのは、地元でするんでなくて、地元の早急に必要があるんだといたつた場合において、もちろんそれは全費に市にそれはかた替りさせるといふことではございませんが、市が工するまで待たないことか、た場合において区民協出によつて改良とか、新設とか云つた場合においてですね、その予算措置内においてですね、いくらか助成の可能な予算の内訳であるかどうか、その点をお聞きします。

建設課長～助成は考えておりませんが、その項目ではですね。

18番～はい、分りました。もう一つ市長にお尋ね致します。昨日もお聞きしたんですが、供共進会についてですが、共進会は従来は総合の共進会と、これが過去1ヶ年間のあつたらゆる総合部局において要するに激も与えながら今後この意欲を盛り上げるんだと面において、一ヶ年を道じての形を替えた所のみつたりだといふうな性格を帯びて来たといふうな問題でございましてが、その道にはやはり総合共進会といふ問題からして如何よなお考えであるか、共進会ではこのみじやなくて各市町村あたりは、共進会の持ち方は、どつちかなると農民さいですか、と云つたような名目からして、むしろ一工年の分をね、ごらうんだと云ううな方法で替へつつある今日です。う意図を今回から市においては意図中心にしたんだといふそのものですね、その道について一つ御願います。

市長～もち論お説のうちにこの農民さいといふような考え方での、その農民がそのの持ち方或は場所の持ち方をえまして、その農府あたりからそのの助言かこれにしようといふに、或は又の色欲をその余の代りにトウキウの代りに又部共進会を今

で随時地元自身が工事をするという場合は、契約の方法がちよつとしにくいんじゃないかどいうふうに考えております。

18番～今お伺いしているのは、地元でするんでなくて、地元の早急に必要があるんだといった場合において、もち論それは全般に市にそれはかた替りさせるというふうなことではございませぬが、市が施工するまで待てないと云つた場合において区民総出によつて改良とか、新設とか云つた場合においてです、その予算措置内においてです、いくらか助成の可能な予算の内容であるかどうか。その辺お聞きします。

建設課長～助成は考えておりませぬ。その項目ではです。

18番～はい、分かりました。もう一つ市長にお尋ね致します。昨日もお聞きしたんですが、~~共~~共進会についてですが、共進会は従来は総合の共進会と、これが過去1ヶ年間のあらゆる総合部間において要するにし激も与えながら今後の意欲を盛り上げるんだと反面において、一ヶ年を通じての形を替えた所のまつりだというふうな性格を帯びて来た訳ですが、この度方針を替えて意識中心にしにんだというふうな説明でございませぬが、その辺はやはり総合共進会という趣旨からして如何ようなお考えであるかです、今日てはここのみじやなくて各市町村あたりは、共進会の持ち方は、どつちかなると農民さいですか、と云つたような名目からして、むしろ一工年の労をねぎらうんだと云うふうな方法で替えつつある今日ですが、あえて今回から市においては意識中心にしたんだという意図そのものですね、その辺について一つ御説明願います

市長～もち論お説のようにこの農民さいというふうな考え方でその余興の持ち方或は場所の持ち方を變えまして、その農民がその1日を楽しく過させるように、或は又色々政府あたりからの助言かれこれもうけて充分今後の意欲を持たせるようなことにしたいということでありましてその余興の代りにトウキョウの代りに又部落共進会を今

後更に盛んならしめるために今この予算にも各部署への
助成費というものが授けられたいけれども、原
会その農の意欲を盛り上げることに必要のものは、
あります。それから先の道路の市単独工事のものは、
10,000になつておりますが、これは受託者からの寄付金
を入れますして\$10,000になつておる見込みであります。

議長～外に、15番

15番～民生関係でございますが、昨日の新聞であります、原
ぼく被がい者が本主権に本入は行きたいけれども、家
が困きゆうであるので行けないと云つた様なことを見たと
いふことがありますが、それが宣明の南の人だといふこと
ですが調べて見ましたか。

馬生課長～お答えします。新聞では私見しておりますが、実際上
原の方には原ぼく被がい者が一家族おられます。又、そういつ
た本土で治療したいと云うまうなことも別に聞いており
ます。そののでそう云つた調査はやつておりません。

15番～新聞によりますと、行きたいと行きたいんだけれども本
人が本土に行つたい場合に治療が困ると云つた様なことでも
行けないんだといふ新聞が違つたりと認めておいており
ますがね、私も住所も氏名もはつきり覚えておいてまい
けれども、その後もし出来れば調査をやつてまいりて、
もし論南独自でもし出来れば政府あたりにも色々
談致しまして出来ただけ治療を受けられる様に方法を
探してまいりたいと思つておきます。

議長～暫休憩致します。(午後3時40分)

議長～再開致します。(午後3時45分)

本日目の日程が全部終了致しましたので、これをもつて本
日の会議を閉じること致します。
尚明日は午前10時より開会することに致します。

議長～***散会*** (午後3時46分)

後更に盛んならしめるために今回の予算にも各部落への助成費というのが組まれております。それで今後の共進会のその賞品受与式の場合の持ち万を交えるだけで、今まで通り農民の意欲を盛り上げることには変らない訳であります。それから先の道路の市単工事の場合は、\$10,000になつておりますが、これは受益者からの寄付金を入れまして\$10,000になつておる訳であります。

議長～外に、15番

15番～民生関係でございますが、昨日の新聞であります、原ばく被がい者が本土治療に本人は行きたいけれども、家が困きゆうであるので行けないと云つた様なことを見たお寛えがありますが、それが宜野湾市の人だということですが調べて見ましたか。

民生課長～お答えします。新聞では私見ておりませんが、実際上京の方に原ばく被災者が一家族おられます。又そういった本土で治療したいと云うようなことも別に聞いておりませんのでそう云つた調査はやつておりません。

17番～新聞によりますと、行きたいと行きたいんだけど本人が本土に行つた場合に生活が困ると云つた様なことで行けないんだという新聞報道だつたと記しておりますがね、私も住所も氏名もはつきり覚えておりませんが、もし出米すれば調査をやつて頂いて、もち論市独自でもし出米なければ政府あたりにも色々相談致しまして出来るだけ治療を受けられる様に方法を講じてもらいたいと要望しておきます。

議長～暫休憩致します。(午後3時40分)

議長～再開致します。(午後3時45分)

本日の日程が全部終了致しましたので、これをもつて本日の会議を閉じること致します。

尚明日は午前10時より開会することに致します。

議長～***散会*** (午後3時46分)